

# 町内会・自治会回覧物の依頼方法

市を通して回覧するときは、原稿の審査が必要になりました。

## 1. 回覧用原稿を作成

「回覧申請の決まり」に沿った内容の文書を作成してください。

## 2. 生活環境課に申請書と原稿を提出

回覧前月の21日が締め切りです(21日が土日祝日の場合はその前の平日)

※申請書は市のホームページでダウンロードできます。

↓審査の結果、許可された場合↓

## 3. 原稿を印刷

必要な枚数は生活環境課にお問い合わせください(変動することがあります)

## 4. 配布物を生活環境課に搬入、封筒詰め

持参した配布物を、生活環境課に準備されている配布用封筒に、

町内会ごとの枚数を数えてご自身で封入していただきます。

## ○原稿の提出先・配布物の搬入先

恵庭市役所2階24番窓口 生活環境課

○問合せ先

恵庭市生活環境部生活環境課

〒061-1498 恵庭市京町1番地

電話 0123-33-3131 (内線 1181)

FAX 0123-33-3137